

公益財団法人ソーシャルサービス協会

2026 年度(令和 8 年度)事業計画

2026 年(令和 8 年)3 月 9 日 第 59 回理事会

3 月 25 日 第 45 回評議員会

【I】 私たちを取りまく情勢

近年、世界では、諸大国により、自由で、多角的、互恵的な価値観が失われ、保護主義で自国中心的な社会へと進んでいます。その背景には国際秩序が揺らぎ、AI・半導体などの技術革新の競合、資源やエネルギーをめぐる争奪がおこなわれております。

日本では、かつてないほどの多様で複雑な問題に直面しております。経済成長の鈍化、人口構造の変化、自然災害の増加など、日常生活の基盤を揺るがす問題が山積みとなっています。

特に日本の少子高齢化問題は、深刻で 2040 年問題として、労働力不足や社会保障の増大が懸念されます。核家族化、高年齢化が進み、高齢者の孤独、孤立、移動の手段の制限、介護職員の離職、ヤングケアラーなどもこの問題に起因しております。

当財団の主な事業内容は、生活困窮者、高齢者、失業者及び障がい者などを経済的・社会的地位の向上・雇用機会の提供を目的とした、河川などの清掃事業、無料職業紹介事業、生活困窮者自立支援事業及び高齢者・障がい者・生活困窮者向け介護事業などをおこなっております。社会貢献したいという自負と誇りにかけて当財団と全事業所は一丸となり、活力ある地域社会づくりや社会貢献活動にとりくんでいきます。

【II】 公益事業

ソーシャルサービス協会は、清掃事業だけにとどまらず介護事業、生活困窮者支援におけるホームレス宿泊事業等、活力ある地域社会づくりへと大きく存在感を示していきたい。

(1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供ための事業

ア) 清掃事業を通じて高齢者の就労を促進

年金だけでは生活できない高齢者、生活保護受給者、無料低額宿泊利用で自立をめざしている生活困窮者を積極的に雇用して、旭川事業所、ワークセンターで清掃事業にとりくみます。当該事業の雇用者に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、48.9%、70 歳以上では 32.6% (2025 年 10 月集計)と高い数字になっています。

今年度も高齢者をはじめとした生活困窮者の臨時的、短期的就労希望者に対する就労機会の確保および安定的な生活基盤の確保につながるよう、地方自治体からの公園、道路、河川等の清掃業務等の受注に向けて事業展開していきます。

また、地方自治体からの公園、道路、河川等の清掃等の仕事をおこなう場合、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業等の許可が必要です。現在、北海道の旭川事業所と京都・ワークセンターでは、当該許可を取得し運営しています。

＊清掃事業全体で3,600万円(昨年3,500万円)の収益を予定しています。

【旭川事業所】

I. 2026 年度方針・予算について

1. 本年度も旭川市からの草刈り事業を受託予定です。

【ワークセンター】

I. 2026 年度方針・予算について

1. 鴨川清掃の入札確保は事業の存続にとって絶対条件である。草刈り、家財処分等は高齢化と人員確保がきびしい上に、季節性や単発的であるものの、これまでの長年受注してきた経緯もあり、人員の安定確保のため、これまでのハローワークへの募集の継続と、仕事を必要とする方々に、この仕事の魅力をアピールしています。

イ) 高齢者の就労の確保に向けた事業の展開(一般及び産業廃棄物収集運搬事業許可取得)

【ワークセンター】

I. 2026 年度方針・予算について

1. 事業運営について

事業所会議や運営委員会など事業をおこなうための意志統一会議などの計画

- ① 月次の運営会議を軸に、各部署での四半期、月間でのマネジメントサイクルの徹底を図ります。
- ② 清掃部門では管理者の交代をおこない業務の引継ぎ、安定を図ります。
- ③ 生活困窮者部門では現場の実践力アップと、関係各所との連携を強化する。

ウ) 無料職業紹介事業及び職業訓練事業を含む就労支援事業

【ITセンター】

I. 2026 年度方針・予算について

1. 事業所運営について

●職業訓練事業

5 月のみ開講の申請をおこない、入札は6 月以降は辞退し、講師不足のため 6 月以降の開校はしません。

2. 事業方針

1) 現在おこなっている事業の改善及び発展にむけたとりくみ

◆障がい者就労支援事業

現在のまま、利用者の事業内容を確認し、継続をはかります。

2) 職員研修計画

◆職業訓練事業

キャリアコンサルタントの更新講習は継続して受講し、知識、技術、能力を高めめます。

＊職業訓練等就労支援事業で1,000万円(昨年2,600万円)の収益を予定しています。

エ) 高齢者の就労確保に向けた介護事業

当財団は高齢者介護、障害者介護に約26年前からとりくみ、65歳定年後の高齢者の雇用の促進と低所得労働者の介護に積極的にとりくんできました。

2026年度は居宅介護支援事業、訪問介護事業を中心に、仙台事業所、京都事業所の2つの事業所においてとりくみます。

介護事業では、あいつぐ介護報酬の「改定」で小規模の介護事業所は、厳しい経営となっています。病院から施設でのリハビリ、そして在宅へとつなげていく介護事業所は、施設などを持つ大型の介護事業所がきわめて優位な施策となっています。小規模の介護事業所は、入り込む余地がありません。

【仙台事業所】

I. 2026年度方針・予算について

1. 事業所運営について

前年度に続き、管理者兼介護支援専門員1人の体制となる予定です。

日本介護支援専門員協会・宮城県ケアマネジャー協会への加入により介護保険他、各制度に関する情報収集、財団本部、各事業所からの情報を活用しながら事業を運営する。各種の研修には、積極的に参加します。

要介護者利用者30人以上・要支援利用者2人～4人程度、合計35人程度の利用者を安定した状態で確保できるよう努めます。

2. 2026年度事業方針

1) 現在おこなっている事業の改善および発展に向けたとりくみ

利用者拡大の計画

- ① 近隣の地域包括支援センターへ定期的に訪問、新規利用者を紹介していただくようあらためて依頼します。
- ② 近隣の診療所、総合病院相談員への新規利用者を紹介していただくよう依頼します。
- ③ 地域包括支援センターが主催する研修会等に、事業所として参加すること

で、近隣の人々との交流を深めます。

- ④ 建交労仙台支部や同・石巻支部との連携を図ります。
- ⑤ 介護支援事業……現在管理者・所長兼務するケアマネジャーが1人なので事業所の運営方針等に関心のある人材をパートで採用する予定です。

2) 職員研修計画（他団体との学習会）

- ① 仙台市・宮城県が主催する研修会には必ず参加するようにします。
- ② 圏域の地域包括支援センターが主催する研修会や集会には可能な限り参加します。
- ③ 日本介護支援専門員協会が主催する研修会へ参加します。
- ④ 宮城県ケアマネジャー協会が主催する研修会へ参加します。
- ⑤ 圏域で実施している認知症カフェ等へ事業所として参加することで交流を深めます。
- ⑥ (公財)ソーシャルサービス協会内における研修会、勉強会に参加し、組織の一員であることを再自覚すると共に、事業の発展に努めます。

3) 予算について

コピー用紙・光熱費等の必要経費を可能な限り減らします。

【京都事業所】

I. 2026 年度方針・予算について

1. 事業所運営について

1) 現在おこなっている事業の改善および発展に向けたとりくみ

訪問介護・居宅介護の事業を安定させるために、財政的な安定が求められています。そのためには、利用者増を図る必要があります。意思統一していくために、サービス提供責任者会議およびヘルパー会議を開催しています。

2) 職員研修計画（他団体との学習会）

- ① ヘルパー会議で、高齢者・障害者虐待および身体拘束、熱中症および感染症対策、精神障害のケア、認知症ケア、食中毒、BCP(事業継続計画)などについて学びます。
- ② サービス提供責任者および登録ヘルパー(数人でグループを作る)で、支援の技術力、接遇などを学び、相互で確認しあいます。

3) 予算について

○報酬確保のための利用者増

- ・訪問介護は要介護3以上の利用者を4～5人程度
- ・居宅介護は支援区分3以上を4～5人程度

※居宅介護支援事業所、相談支援センター訪問を計画する。

オ)資格取得に関する研修事業

移動介護従業者養成研修事業及び介護職員初任者養成研修等の事業をしていた事業所が、2019年12月末で閉鎖したため、現在この事業はとりにくんでいません。資格

取得に関する研修事業は、機会があれば他の介護事業所でとりくみたいと考えています。

カ)高齢者向け諸住宅事業

現在、事業を開始するにあたり人材も予算も計上しておりません。各事業所における新たなサービス付き高齢者向け住宅への展開は、資金不足、現状の厳しい人手不足や不動産取得などを鑑みて事業展開は無理と判断しています。実施時期は未定。事業を開始する際には、内閣府公益認定等委員会に変更認定申請書を提出します。

(2)生活困窮者に対する支援事業

今年度はワークセンターだけの事業展開となります。利用者のためのより良い支援をおこなえるように、各部門での情報共有をすすめ、関係機関との連携をより一層すすめていきます。

【ワークセンター】

1. 事業方針

1) 現在おこなっている事業の改善及び発展に向けたとりくみ

◆自立支援センター事業

本年度から新たに精神保健福祉士資格を持つ相談員を増員しています。昨年度は疾患や発達障害を持つ利用者の増加が顕著であり、それに対応するために生活困窮関係の研修に加え、医療に関する研修等にも参加し、就労支援だけでなく、生活支援能力の強化を図ります。

また、居宅定着事業、日常生活訓練事業との連携を引き続き強化し、さらなる対応力の向上をめざします。

◆訪問相談事業

2026 年度は相談員が3人から2人へと1人減少になります。利用者の減少を受けてのことですが、支援の内容としてはよりきめ細やかな対応ができるよう2人で協力していきます。

また、他事業との連携も多いため、密に情報を共有しあい、多角的な支援を強化していきます。

◆能力活用推進事業

事業を利用するホテル・自立支援センター等の利用者の減少は相変わらずで、事業をおこなう推進員の確保もすすんでいません。

今年度も、トイレ清掃、保育センター清掃、マンション清掃等により、現状維持できるように進めていきます。

◆ホームレス居宅定着支援事業

2022 年度から受託を開始しました。受託開始以降年々利用者は増加する傾向にあります。現在常勤の相談員 2 人と非常勤の相談員 1 人を配置しており伴型支援を心がけています。

また、法人内の困窮者事業や外部の医療機関との連携も強化しており、さらなる利用者の増加も今後見込めます。

◆日常生活訓練事業

2024 年度下期より職員 3 人体制で事業を開始し、より一人暮らしに近い環境のもと、地域生活への円滑ないこうをめざして運営してきました。年間を通じて概ね満室に近い状態で推移し、利用者一人ひとりの状況に応じ、柔軟にニーズへ対応してきました。

2026 年度は京都市による定員増（9 室から 15 室）に伴い、職員体制も 2 人以上増員します。

自立に向けた支援内容の充実を図り、生活困窮者支援の基盤となる事業として、より安定した運営をめざしていきます。

◆居場所づくり事業

本事業は、生きづらさや困りごとを抱える方をはじめ、支援団体、学生、地域住民の方など、多様な方々が安心して集い、つながることのできる居場所を継続的に提供することを目的としています。

2025 年度から運営を開始し、現在 16 団体に登録いただき、本事業の場を活用しています。居場所づくりスペースでは、当法人が企画した取り組みとして、チラシ折り作業等の軽作業を通じて、参加された方が役割を実感できる居場所として運営しています。あわせて、支援団体等による会議や交流の場としても活用されており、団体同士の情報共有や連携の促進につなげています。これにより、大学・企業等も含めた多様な主体が関わりながら、組織の垣根を超えた協働の取り組みが生まれています。

今後は、運営状況や利用実態、利用者の声を踏まえた見直しを行い、「つなぐ」「まじわる」機能の更なる強化を図りながら、より効果的で持続可能な事業へと改善・発展させていきます。

2) 職員研修計画（他団体との学習会）

2025 年度も生活困窮者自立相談支援機関従事者研修、厚労省委託事業生活困窮者自立支援人材養成研修、生活困窮者自立支援全国研究交流大会、全国厚生事業団体連絡協議会研究会議、日本精神保健福祉士協議全国大会、その他、居住支援法人の各種研修会などにも参加しております。また、社会福祉士をめざす学生の研修受け入れも 2 大学からおこなっております。今年も引き続き研修を通じて職員のレベルアップを図っていきます。

3) 予算について

生活困窮者部門の収益は、約 17,000 万円で計上。

事業経費は、16,400 万円を見込んでいます。

4) 新規事業について

生活困窮者支援事業のひとつとして国土交通省が所管する「居住支援法人事業」の認可を受けるため、内閣府公益等認定委員会に変更認定申請をすすめています。財団は、内閣府公益等認定委員会の担当者と面談をした際に新規事業についても相談し、準備をすすめています。

【Ⅲ】収益事業

1. 賃貸業として

財団本部での貸室、賃貸業は、東京・新宿区の全日自労会館は 1 階のテナントは契約更新を継続しています。同北区滝野川のユニオンコーポ会館の空き室は、2026 年 2 月現在では 1 部屋となる予定です。

賃貸業収益として、980 万円(昨年約 900 万円)を予定しています。

2. 介護利用者の送迎

青森事業所にて、委託を受けておこなっていた送迎業務は、委託法人の病院建て替えにともない 2019 年 12 月 31 日に閉鎖となりました。

3. ホームページ関係・障がい者ソフト販売、支援マーク事業等

①ITセンターのホームページ関係は競争入札のため、金額面で落札できず停滞をよぎなくされていますが、2026 年度は現状維持をはかります。

②障害者用ソフト販売は、自動でホームページを読み上げるソフトを販売する事業であり、障害者支援にもなる事業です。

③総務省発令の Web ガイドラインにそってホームページを診断するウェブ・バリアフリー診断事業をすすめていきます。また、日本語のホームページを自動で外国語に翻訳するソフトは、外国人へのアクセシビリティに効果があり、国際化の時代に沿ったサービス提供をすすめていきます。

ホームページ(HP)事業で 1,500 万円(昨年 2,000 万円)の収益を予定しています。

4. その他

当財団本部において寄附を募っていますが、さらに効果的なとりくみができるよう検討します。

以 上